

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年10月5日

【会社名】 株式会社ホテル、ニューグランド

【英訳名】 HOTEL NEWGRAND CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 濱田賢治

【本店の所在の場所】 横浜市中区山下町10番地

【電話番号】 (045)681-1841

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 岸 晴 記

【最寄りの連絡場所】 横浜市中区山下町10番地

【電話番号】 (045)681-1841

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 岸 晴 記

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 113,962,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	38,000株	完全議決権株式であり、権利内容について何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は、100株であります。

- (注) 1. 平成29年10月5日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	38,000株	113,962,000	
一般募集			
計(総発行株式)	38,000株	113,962,000	

- (注) 1. 本自己株式処分は、第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,999		100株	平成29年10月30日		平成29年11月10日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約書を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
4. 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約書を締結しない場合は、本自己株式処分は行われな

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ホテル、ニューグランド 経理部	横浜市中区山下町10番地

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社横浜銀行 本店営業部	横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
113,962,000	2,000,000	111,962,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用、その他諸費用です。

## (2) 【手取金の使途】

本自己株式処分については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社と割当予定先である株式会社そごう・西武（以下「そごう・西武」といいます。）との関係の強化を直接の目的としております。

今回の第三者割当は自己株式の処分の方法により行うものですが、当社は平成29年3月31日に短期借入金にて300,000千円を資金調達し、平成29年4月7日に株式会社フォーシスアンドカンパニー（本店所在地：東京都渋谷区神宮前六丁目25-14、代表取締役会長：太田清五郎）より当社株式85,700株を241,674千円にて取得しています。このため、本自己株式処分による上記の差引手取概算額111,962千円は上記短期借入金の平成30年3月末における返済の一部に充当する予定です。

なお、返済実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### a 割当予定先の概要

名称	株式会社そごう・西武
本店の所在地	東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 林 拓二
資本金	100億円
事業の内容	百貨店事業
主たる出資者及びその出資比率	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 100%

##### b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		当社と割当予定先は、当社のロゴマークを入れた商品の共同開発をし、当社の運営するホテル内にて割当予定先が販売しております。

（注）提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

##### c 割当予定先の選定理由

当社は平成29年12月1日に開業90周年を迎えます。この間、横浜のクラシックホテルとして、開港都市横浜の迎賓館として地域の発展に貢献することを経営の基本方針の一つとしております。

今回の割当予定先であるそごう・西武は百貨店事業を営み、地域の発展に貢献するため地域ブランドの育成に積極的に取り組んでおります。具体的には、「横浜ブランド」商品を開発し、育成するため、地元企業と共同開発した商品を販売しております。

当社との関係では、そごう・西武は、平成28年10月4日、当社の運営するホテルの本館1階に「SOGOショップ」をオープンし、当社のロゴマークの入った地元企業のブランド商品（スカーフ、ポロシャツ、ハンカチ等）や全国の有名ブランド商品（タオル、グラス、スプーン、フォーク等）の販売を開始しております。

当社は今後、そごう・西武との関係を強化し、そごう・西武が有する地域ブランド商品に関する企画及び販売のノウハウ及びネットワーク等を活かすことで、当社ブランド商品の売上増加、ひいては、当社の企業価値の向上を実現させることができると判断するとともに、将来にわたって共に地域の発展に貢献することができると判断いたしました。

また、そごう・西武が当社の株式を一定数量保有することにより、そごう・西武としても、当社の企業価値の向上、その結果としての株価の上昇によるメリットを享受することができるため、当社の企業価値の向上に対するそごう・西武のより積極的なコミットメントを期待できると考えております。

このため、両社の関係の強化を目的として、そごう・西武を割当予定先とする本自己株式処分を行うことにいたしました。

d 割り当てようとする株式の数  
当社普通株式 38,000株

e 株式等の保有方針

当社は、そごう・西武より、当社普通株式の保有方針について、安定株主として中長期的に継続して保有する意向であることを口頭で確認しております。

なお、当社は、そごう・西武より、本自己株式処分の払込期日から2年以内に当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に対し書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f 払込に要する資金等の状況

当社は、割当予定先の親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングス(以下「セブン&アイ・ホールディングス」といいます。)の平成29年2月期 決算短信[日本基準](連結)(平成28年3月1日~平成29年2月28日)より、そごう・西武単体の貸借対照表を確認しております。なお、そごう・西武より、かかる貸借対照表は監査済みであることを口頭で確認しております。かかる貸借対照表において、24,397百万円の現預金が計上されており、当社は、割当予定先において本自己株式処分の払込みに必要かつ十分な現金及び預金が確保されていると判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先であるそごう・西武は、東京証券取引所市場第一部に上場しているセブン&アイ・ホールディングスの100%子会社です。

割当予定先に確認したところ、セブン&アイ・ホールディングスが東京証券取引所に平成29年5月25日付で提出しているコーポレートガバナンス報告書の「内部統制システム等に関する事項」「2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に記載されている、社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力、組織または団体とは関わりを持たず、これらの圧力に対しては断固として対決し、これを排除する旨を定める「セブン&アイグループ企業行動指針」が、割当予定先にも適用されることが確認できました。

また、割当予定先との間で平成28年8月19日に締結した「ホテル内物品販売店舗の運営に関する契約書」において、割当予定先は、当社に対して、反社会的勢力等とは一切関係がないことを表明保証しています。

以上より、当社は、割当予定先、割当予定先の役員または主要株主は反社会的勢力等とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,999円といたしました。

本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準としたのは、取締役決議日直近の市場株価であり算定根拠として客観性が高く、かつ、合理的であると判断したためです。なお、処分価額2,999円は、本取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間(平成29年9月5日から平成29年10月4日まで)の終値平均値2,965円(単位未満四捨五入。終値平均につき以下同様)に対し1.1%のプレミアム、同3ヶ月間(平成29年7月5日から平成29年10月4日まで)の終値平均値2,920円に対し2.7%のプレミアム、同6ヶ月間(平成29年4月5日から平成29年10月4日まで)の終値平均値2,888円に対し3.8%のプレミアムとなります。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとは言えず、合理的なものとして判断しており、当社の監査等委員会からも本自己株式処分に係る処分価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、取締役会決議日の前営業日の終値であることから、割当予定先に特に有利な金額には該当しない旨の意見を得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により、割当予定先に対して割り当てる当社普通株式の数は、38,000株(議決権数380個)であり、平成29年5月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数1,171,280株に対して3.24%(議決権総数10,645個に対する割合3.57%)に相当し、既存株主の皆様の保有する株式について一定の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本自己株式処分は、当社とそごう・西武との連携を強化することを目的としており、当該連携の強化は、当社の企業価値の向上に資すると考えており、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数 (百株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
原 範行	横浜市中区	862	8.10%	862	7.82%
株式会社横浜銀行 (常任代理人 資産 管理サービス信託 銀行株式会社)	横浜市西区みなとみらい3丁 目1番1号(中央区晴海1丁目 8-12 晴海アイランドトリ トンスクエアオフィスタワー Z棟)	570	5.35%	570	5.17%
清水建設株式会社	中央区京橋2丁目16番1号	470	4.42%	470	4.26%
東日本旅客鉄道株 式会社	渋谷区代々木2丁目2番2号	438	4.11%	438	3.97%
野 村 弘 光	横浜市中区	433	4.07%	433	3.93%
株式会社そごう・ 西武	東京都千代田区二番町5番地 25 二番町センタービル	-	-	380	3.45%
上野興産株式会社	横浜市中区山下町46番地	340	3.19%	340	3.08%
麒麟麦酒株式会社	中野区中野4丁目10番2号	330	3.10%	330	2.99%
セコム株式会社	渋谷区神宮前1丁目5番1号	320	3.01%	320	2.90%
株式会社高島屋	中央区日本橋2丁目4番1号	290	2.72%	290	2.63%
計	-	4,053	38.07%	4,433	40.21%

- (注) 1. 所有株式数は百株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 平成29年5月31日現在の株主名簿を基準に記載しております。  
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成29年5月31日現在の総議決権数10,645個に本自己株式処分により増加する議決権数380個を加えた数(11,025個)で除して算出しております。  
4. 上記のほか、当社所有の自己株式96,399株(平成29年5月31日現在)は、本自己株式処分後58,399株になります。  
5. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第139期事業年度)及び四半期報告書(第140期第2四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載の「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成29年10月5日)までの間において、生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成29年10月5日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する事項もありません。

### 2. 自己株式の取得等の状況

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成29年10月5日)までの間における自己株式の取得等の状況は次のとおりです。

株式の種類：普通株式

#### 1 取得状況

##### (1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

##### (2) 取締役会決議による取得の状況

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
	取得日	取得数	
取締役会(平成29年4月6日)での決議状況 (取得期間 平成29年4月7日)		100,000(上限)	282,000,000(上限)
報告月における取得自己株式 (取得日)	4月7日	85,700	241,674,000
計		85,700	241,674,000
自己株式取得の進捗状況(%)		85.7	85.7

(注) 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けです。

#### 2 処理状況

該当事項はありません。



## 3 保有状況

平成29年10月5日現在

	株式数(株)
発行済株式総数	1,171,280
保有自己株式数	96,421

(注) 保有自己株式数には、平成29年10月1日から同月5日までの単元未満株式の買取による株式数は含まれておりません。

## 3. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成29年10月5日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成29年2月24日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

平成29年2月23日開催の当社第139回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

## (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年2月23日

## (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 利益準備金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

## 1. 利益準備金及び資本準備金の額の減少の目的

財務体質の健全化を図るとともに、今後の柔軟かつ機動的な資本政策の展開を可能とするため、会社法第448条第1項の規定に基づき、利益準備金及び資本準備金の額を減少し、それぞれ繰越利益剰余金及びその他資本剰余金に振り替えるものです。

## 2. 利益準備金の額の減少の内容

利益準備金の全額を減少し、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

減少する準備金の額

利益準備金の全額 66,144,000円

増加する剰余金の額

繰越利益剰余金 66,144,000円

効力発生日

平成29年2月23日

## 3. 資本準備金の額の減少の内容

資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

減少する資本準備金の額

資本準備金 2,463,010,194円

増加する剰余金の額

その他資本剰余金 2,463,010,194円

減少後の資本準備金の額

資本準備金 900,000,000円

効力発生日

平成29年2月23日

4．利益準備金及び資本準備金の額の減少の日程

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| (1) 取締役会決議日     | 平成28年12月22日 |
| (2) 債権者異議申述公告日  | 平成28年12月26日 |
| (3) 債権者異議申述最終期日 | 平成29年 1月31日 |
| (4) 定時株主総会決議日   | 平成29年 2月23日 |
| (5) 効力発生日       | 平成29年 2月23日 |

5．剰余金の処分の内容

(1) その他資本剰余金の処分

会社法第452条の規定に基づき、上記3の資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、上記3による増加後のその他資本剰余金の一部を減少し、損失の補填に充てるため、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

減少するその他資本剰余金の額	413,638,927円
増加する繰越利益剰余金の額	413,638,927円

(2) 利益剰余金の処分

会社法第452条の規定に基づき、買換資産圧縮積立金を損失の補填に充てるため、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

減少する利益剰余金の項目及びその額	
買換資産圧縮積立金	401,280,055円
増加する利益剰余金の項目及びその額	
繰越利益剰余金	401,280,055円

(3) 剰余金の処分が効力を生ずる日

平成29年 2月23日

6．損失の補填のために繰越利益剰余金に振り替える金額

損失の補填のために繰越利益剰余金に振り替える金額は881,062,982円となります。この結果、その他資本剰余金は2,049,371,267円になり、繰越利益剰余金は0円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

- 1．取締役会の積極的かつ迅速な意思決定及びそれに基づく取締役の積極的かつ迅速な業務執行を可能とするために、現行定款第23条(取締役会の決議の方法)につきまして、取締役会の書面決議を可能とする規定(変更案第23条第2項)を追加する。
- 2．機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするために、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第37条(剰余金の配当等の決定機関)を新設する。併せて変更案第37条の新設に伴い、現行定款第37条(期末配当金)及び現行定款第38条(中間配当金)を削除し、変更案第38条(剰余金の配当等の基準日)を新設する。
- 3．その他、上記の変更に伴う条数等の変更を行う。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件

本件は、原案どおり取締役(監査等委員である取締役を除く。)に、原 範行、濱田賢治、里見辰彦、上野 孝、宇佐神 茂、岸 晴記、勝 治信、岡崎真雄、波岡 滋の9氏が再選され、それぞれ就任した。

第4号議案 会計監査人選任の件

本件は、原案どおり会計監査人に、有限責任あずさ監査法人が選任され、就任した。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり退任取締役吉田一継氏に対し、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	8,359	4	0	(注)1	可決(98.04%)
第2号議案	8,359	4	0	(注)2	可決(98.04%)
第3号議案				(注)3	
原 範行	8,357	6	0		可決(98.02%)
濱田 賢治	8,361	2	0		可決(98.06%)
里見 辰彦	8,361	2	0		可決(98.06%)
上野 孝	8,361	2	0		可決(98.06%)
宇佐神 茂	8,361	2	0		可決(98.06%)
岸 晴記	8,361	2	0		可決(98.06%)
勝 治信	8,359	4	0		可決(98.04%)
岡崎 真雄	8,361	2	0		可決(98.06%)
波岡 滋	8,361	2	0		可決(98.06%)
第4号議案	8,359	4	0	(注)1	可決(98.04%)
第5号議案	8,333	30	0	(注)1	可決(97.74%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日午後5時30分までの議決権行使書面提出分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、すべての議案は可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

(平成29年3月3日提出の臨時報告書の訂正報告書)

1 提出理由

平成29年2月24日に提出いたしました臨時報告書(議決権行使結果)の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

2 報告内容

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

3 訂正内容

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付けて表示しております。

2 報告内容

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

(訂正前)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	8,359	4	0	(注)1	可決(98.04%)
第2号議案	8,359	4	0	(注)2	可決(98.04%)
第3号議案				(注)3	
原 範行	8,357	6	0		可決(98.02%)
濱田 賢治	8,361	2	0		可決(98.06%)
里見 辰彦	8,361	2	0		可決(98.06%)
上野 孝	8,361	2	0		可決(98.06%)
宇佐神 茂	8,361	2	0		可決(98.06%)
岸 晴記	8,361	2	0		可決(98.06%)
勝 治信	8,359	4	0		可決(98.04%)
岡崎 真雄	8,361	2	0		可決(98.06%)
波岡 滋	8,361	2	0		可決(98.06%)
第4号議案	8,359	4	0	(注)1	可決(98.04%)
第5号議案	8,333	30	0	(注)1	可決(97.74%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(訂正後)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	8,360	4	0	(注)1	可決(98.04%)
第2号議案	8,360	4	0	(注)2	可決(98.04%)
第3号議案				(注)3	
原 範行	8,358	6	0		可決(98.02%)
濱田 賢治	8,362	2	0		可決(98.06%)
里見 辰彦	8,362	2	0		可決(98.06%)
上野 孝	8,362	2	0		可決(98.06%)
宇佐神 茂	8,362	2	0		可決(98.06%)
岸 晴記	8,362	2	0		可決(98.06%)
勝 治信	8,360	4	0		可決(98.04%)
岡崎 真雄	8,362	2	0		可決(98.06%)
波岡 滋	8,362	2	0		可決(98.06%)
第4号議案	8,360	4	0	(注)1	可決(98.04%)
第5号議案	8,333	31	0	(注)1	可決(97.72%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

#### 4. 最近の業績の概要

平成29年10月5日開催の当社取締役会において承認された第140期第3四半期累計期間(自平成29年12月1日 至平成29年8月31日)における四半期財務諸表は以下のとおりであります。

ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

## 財務諸表及び主な注記

## (1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年11月30日)	当第3四半期会計期間 (平成29年8月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	619,599	814,754
売掛金	268,564	267,493
原材料及び貯蔵品	91,792	88,676
繰延税金資産	137,372	32,231
未収還付法人税等	21,998	-
未収還付消費税等	241,776	-
その他	42,300	32,339
貸倒引当金	150	50
<b>流動資産合計</b>	<b>1,423,254</b>	<b>1,235,445</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	10,108,970	10,108,970
減価償却累計額	4,217,495	4,370,661
建物（純額）	5,891,474	5,738,308
建物附属設備	5,998,856	6,002,967
減価償却累計額	4,300,481	4,415,060
建物附属設備（純額）	1,698,374	1,587,906
土地	2,548,115	2,548,115
その他	1,865,525	1,877,581
減価償却累計額	1,362,597	1,458,717
その他（純額）	502,928	418,863
建設仮勘定	39,679	43,891
<b>有形固定資産合計</b>	<b>10,680,572</b>	<b>10,337,085</b>
無形固定資産	61,780	57,352
投資その他の資産	333,656	504,991
<b>固定資産合計</b>	<b>11,076,009</b>	<b>10,899,429</b>
<b>資産合計</b>	<b>12,499,263</b>	<b>12,134,875</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	402,025	230,948
短期借入金	-	300,000
1年内返済予定の長期借入金	620,000	620,000
未払法人税等	10,158	66,180
未払費用	287,338	205,639
前受金	162,872	142,158
引当金	3,006	58,680
その他	187,149	192,241
<b>流動負債合計</b>	<b>1,672,550</b>	<b>1,815,848</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	1,880,000	1,880,000
再評価に係る繰延税金負債	503,998	503,998
退職給付引当金	963,847	985,156
役員退職慰労引当金	146,744	133,259
長期預り保証金	284,468	284,468
<b>固定負債合計</b>	<b>3,779,058</b>	<b>3,786,883</b>
<b>負債合計</b>	<b>5,451,609</b>	<b>5,602,732</b>

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年11月30日)	当第3四半期会計期間 (平成29年8月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,455,000	3,455,000
資本剰余金	3,363,010	2,949,371
利益剰余金	413,638	273,665
自己株式	26,599	268,485
株主資本合計	6,377,771	5,862,219
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	24,114	24,073
土地再評価差額金	693,996	693,996
評価・換算差額等合計	669,882	669,923
純資産合計	7,047,654	6,532,142
負債純資産合計	12,499,263	12,134,875

## (2) 四半期損益計算書

	(単位：千円)	
	前第3四半期累計期間 (自平成27年12月1日 至平成28年8月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成28年12月1日 至平成29年8月31日)
売上高	3,288,736	3,634,473
売上原価	1,043,933	1,109,506
売上総利益	2,244,803	2,524,967
販売費及び一般管理費	2,633,339	2,823,011
営業損失( )	388,536	298,044
営業外収益		
受取利息	102	8
受取配当金	1,655	1,835
還付加算金	-	2,129
その他	330	671
営業外収益合計	2,087	4,644
営業外費用		
支払利息	4,141	6,468
その他	105	295
営業外費用合計	4,247	6,764
経常損失( )	390,695	300,164
特別利益		
受取和解金	49,257	-
投資有価証券売却益	5,000	-
特別利益合計	54,257	-
特別損失		
固定資産除却損	2,634	561
減損損失	204,661	-
特別損失合計	207,296	561
税引前四半期純損失( )	543,734	300,725
法人税、住民税及び事業税	3,055	45,933
法人税等調整額	173,937	72,993
法人税等合計	170,881	27,060
四半期純損失( )	372,853	273,665

## (3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

当社は、平成29年4月6日開催の取締役会決議に基づき、自己株式85,700株を取得しております。この取得等により自己株式は、当第3四半期累計期間において241,886千円増加し、当第3四半期会計期間末において268,485千円となっております。

(セグメント情報等)

前第3四半期累計期間(自平成27年12月1日至平成28年8月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	四半期損益計算書計上額(注)
	ホテル事業	不動産賃貸事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,245,147	43,588	3,288,736	-	3,288,736
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	3,245,147	43,588	3,288,736	-	3,288,736
セグメント利益又は損失( )	412,674	24,137	388,536	-	388,536

(注) セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業損失と一致しております。

当第3四半期累計期間(自平成28年12月1日至平成29年8月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	四半期損益計算書計上額(注)
	ホテル事業	不動産賃貸事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,591,036	43,436	3,634,473	-	3,634,473
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	3,591,036	43,436	3,634,473	-	3,634,473
セグメント利益又は損失( )	327,738	29,693	298,044	-	298,044

(注) セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業損失と一致しております。



## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第139期)	自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日	平成29年2月23日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第140期第2四半期)	自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日	平成29年7月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年2月23日

株式会社ホテル、ニューグランド  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 種 村 隆

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 片 桐 春 美

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホテル、ニューグランドの平成27年12月1日から平成28年11月30日までの第139期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホテル、ニューグランドの平成28年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ホテル、ニューグランドの平成28年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ホテル、ニューグランドが平成28年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年7月14日

株式会社ホテル、ニューグランド

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 細 矢 聡 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 斉 藤 直 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホテル、ニューグランドの平成28年12月1日から平成29年11月30日までの第140期事業年度の第2四半期会計期間（平成29年3月1日から平成29年5月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成28年12月1日から平成29年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ホテル、ニューグランドの平成29年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### その他の事項

会社の平成28年11月30日をもって終了した前事業年度の第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して平成28年7月14日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して平成29年2月23日付けで無限定適正意見を表明している。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。